

# 「クーリング・オフ」の手引き

## 「クーリング・オフ」とは？

訪問販売や電話勧誘販売などでいったん契約をした場合でも、一定期間は消費者が自由に無条件で契約を解除できる制度です。（※原則として商品を使用している場合でも可能です。）



## 「クーリング・オフ」すると…

- ①支払い済みの代金は全額返金されます。
- ②損害賠償金や違約金など一切支払う必要はありません。
- ③手元にある商品は販売業者の負担で返金できます。

## 「クーリング・オフ」の流れ

1

まず、次の2点をチェックしてください。

- ・契約した場所が営業所や店舗以外（自宅、喫茶店、路上など）であるかどうか。
- ・契約書面の受領日から8日以内（訪問販売・電話勧誘販売などの場合）であるか。

2

書面を作成します。

下のハガキ（販売会社あて）をお使いください。

3

コピーをとりましょう。

表・裏とも

4

郵便局の窓口から簡易書留で発送しましょう。

クレジットを組んだ場合は信販会社にも発送しましょう。



《販売会社あて》

キリトリ線

郵便はがき



簡易書留

（会社名）

府 都  
道 道

郡 市  
区 区

町 区

御  
中

✂キリトリ線

《信販会社あて》

キリトリ線

郵便はがき



簡易書留

（会社名）

府 都  
道 道

郡 市  
区 区

町 区

御  
中

## 主な「クーリング・オフ」期間

| 取引内容       | 適用対象   | 期間(☆) |
|------------|--|-------|
| 訪問販売(★)    | 店舗外での契約  | 8日間   |
| 電話勧誘販売     | 業者からの電話による契約   |       |
| 特定継続的役務提供  | エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約(店舗での契約を含む) |       |
| 連鎖販売取引     | マルチ商法による取引(店舗での契約を含む)                                | 20日間  |
| 業務提供誘引販売取引 | 内職商法による取引(店舗での契約を含む)                                 |       |

☆期間の計算には契約書面受領日を初日に算入。また消印が期間内であれば有効。

★キャッチセールス・アポイントメントセールス・催眠商法を含む。

### 「クーリング・オフ」ができない場合

- ①自分からお店に行き商品を購入した場合や通信販売(※)などの場合
- ②契約した商品等がクーリング・オフになじまない場合(乗用車等)
- ③消耗品(化粧品、健康食品、洗剤など)の使用・消費した部分
- ④総額3,000円未満の商品等を現金取引した場合

☆通信販売の広告に返品特約が明記されていない場合は、一定期間は解約や返品ができます。

※クーリング・オフの期間が過ぎた場合でも消費者契約法などにより、契約が無効になったり取り消しができる場合がありますので、ご相談ください。

ご相談は **豊後大野市消費生活センターへ**  
☎ **0974-22-1018**

《信販会社あて》

《販売会社あて》

キリトリ線

キリトリ線

### 契約解除通知

・申込(契約)日 平成 年 月 日

・販売会社名 \_\_\_\_\_

・担当者名 \_\_\_\_\_

・商品名 \_\_\_\_\_

・商品価格 \_\_\_\_\_ 円

上記契約を解除します。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### 契約解除通知

・申込(契約)日 平成 年 月 日

・販売会社名 \_\_\_\_\_

・担当者名 \_\_\_\_\_

・商品名 \_\_\_\_\_

・商品価格 \_\_\_\_\_ 円

上記契約を解除します。

なお、支払った金 \_\_\_\_\_ 円を返金し、  
商品を至急引き取ってください。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

キリトリ線